

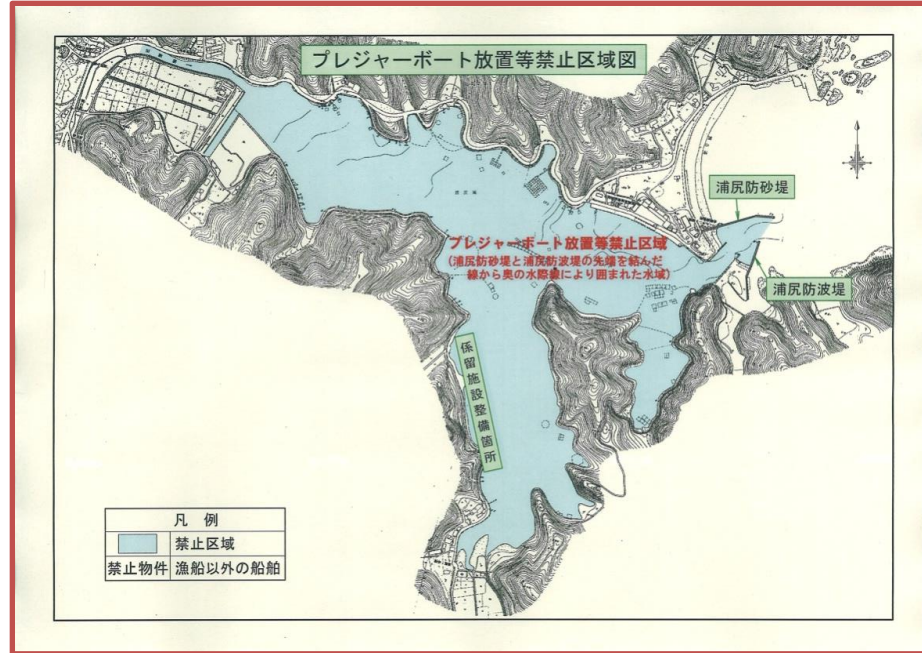
放置等禁止区域

漁港漁場整備法第39条第5項各号列記以外の部分の規定及び同項第2号の規定により、次のとおり放置等を禁止する区域及び物件を指定します。

この規定に違反する行為をした場合、罰金の対象となるのでご注意ください。

なお、指定は平成21年7月1日より適用します。

宮崎県知事



指定区域	第2種南浦漁港区域浦尻地区のうち、浦尻防砂堤と浦尻防波堤の先端を結んだ線及び水際線に囲まれた水域
指定物件	漁船を除く船舶

放置等禁止区域 上図 の部分
この区域には、許可を受けなければ漁船を除く船舶を係留できません。